

同意雇用開発促進地域等への支援措置のご案内

道内7地域が地域雇用開発促進法に基づく「同意雇用開発促進地域」となっており、事業主に対する国の支援措置である「地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)」を活用することができます。また、「同意雇用開発促進地域」に該当しない地域のうち、国から「過疎等雇用改善地域」または「特定有人国境離島地域」の指定を受けた地域においても、同様の支援措置を活用することができます。

同意雇用開発促進地域 <7地域・58市町村>

雇用情勢が特に厳しい地域であり、都道府県が地域雇用開発促進法に基づき「地域雇用開発計画」を策定し、厚生労働大臣の同意を受けた地域。

札幌地域【期間：平成27年4月10日～平成30年4月9日】
札幌市、石狩市、当別町

苫小牧地域【期間：平成29年4月1日～平成32年3月31日】
苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、日高町、平取町

函館地域【期間：平成27年4月10日～平成30年4月9日】
函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町

稚内地域【期間：平成29年4月1日～平成32年3月31日】
稚内市、遠別町、天塩町、猿払村、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町

紋別地域【期間：平成27年4月10日～平成30年4月9日】
紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町

北見地域【期間：平成28年4月1日～平成31年3月31日】
北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町

釧路地域【期間：平成27年4月10日～平成30年4月9日】
釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糖町

振興局

空知

石狩

後志

胆振

日高

渡島

檜山

上川

留萌

宗谷

オホーツク

十勝

釧路

根室

過疎等雇用改善地域 <66市町村>

若年者・壮年層の流出が著しい地域として、厚生労働大臣が指定した地域。指定期間は年度ごとに1年間。

※の付いている市町村は、同意雇用開発促進地域と重複(●)の付いている町は、特定有人国境離島等地域にも該当

市町村名

夕張市、岩見沢市(旧空知郡北村の区域)、芦別市、三笠市、深川市、上砂川町、栗山町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、北竜町

※石狩市(旧厚田郡厚田村、旧浜益郡浜益村の区域)

積丹町、古平町、仁木町、赤井川村

※白老町、※厚真町、※むかわ町

※日高町、※平取町

※函館市、※松前町、※福島町、※知内町、※木古内町、※森町、※八雲町、※長万部町

※江差町、※上ノ国町、※厚沢部町、※乙部町、※奥尻町(●)、※今金町、※せたな町

士別市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町

羽幌町(焼尻島、天売島の区域)、※遠別町

※猿払村、※浜頓別町、※中頓別町、※枝幸町、※礼文町(●)、※利尻町(●)、

※利尻富士町(●)、※幌延町

※北見市(旧常呂郡留置薬町の区域)、※紋別市、※津別町、※小清水町、※訓子府町、

※置戸町、※遠軽町、※滝上町、※興部町、※西興部村、※雄武町

※厚岸町(小島の区域)

【道雇用労政課HP】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/neo-kotai/proposal/chiiki-top.htm>

【厚生労働省HP】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/dl/130204_04.pdf

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース) [厚生労働省北海道労働局、ハローワーク]

支給要件など

事業所の設置・整備及び地域に居住する求職者等の雇い入れに関する計画(計画届)を提出した日からその計画が完了した旨の届(完了届)を提出した日までの間(最大18ヶ月)に、事業の用に供する施設又は設備の設置・整備(その費用の合計額が300万円以上)を行い、当該地域に居住する求職者等を常時雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として3人(創業の場合は2人)以上雇い入れる事業主であること。

助成額

設備・整備に要した費用及び対象労働者の雇い入れ人数に応じて、支給申請ごとに最大3回支給。

設置・整備に要した費用	対象労働者の数			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	48万円/60万円(50万円)	76万円/96万円(80万円)	143万円/180万円(150万円)	285万円/360万円(300万円)
1,000万円以上3,000万円未満	57万円/72万円(60万円)	95万円/120万円(100万円)	190万円/240万円(200万円)	380万円/480万円(400万円)
3,000万円以上5,000万円未満	86万円/108万円(90万円)	143万円/180万円(150万円)	285万円/360万円(300万円)	570万円/720万円(600万円)
5,000万円以上	114万円/144万円(120万円)	190万円/240万円(200万円)	380万円/480万円(400万円)	760万円/960万円(800万円)

※表中の額は、左側が基本額、中央が生産性の向上が認められる場合の額、括弧内は創業の要件を満たす場合の支給額(1回目のみ)。

大規模雇用開発計画に係る特別措置

- 雇用構造の改善に資すると認められる大規模雇用開発計画書を作成し、厚生労働大臣の認定を受けること。
- 計画の定める雇用開発期間(最大2年)内に当該地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者(雇用保険の短時間労働者以外の一般被保険者)として100人以上雇い入れ、かつ、それに伴い事業所を新たに設置(その費用の合計額が50億円以上)する事業主が対象。
- 助成額(1年ごとに3年間支給)：100人以上雇い入れ ⇒ 1億円、200人以上雇い入れ ⇒ 2億円

※本計画の作成に当たっては、北海道労働局の指導を受ける必要がありますので、最寄りのハローワークへ必ずご相談ください。

受給手続きなどの詳細は、こちらへお問い合わせください。

雇用助成金さっぽろセンター(北海道労働局)、最寄りのハローワーク(公共職業安定所)へ

【厚生労働省HP】 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/dl/chikikoyoukaihatu.pdf